

## 一般社団法人日本森の十字社 会員規程

本規程は、一般社団法人日本森の十字社（以下、当法人とする）定款第6条に定める会員について、必要な規則を定めることを目的とする。

### （正会員）

第1条 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体をいう。

### （賛助会員）

第2条 賛助会員は、当法人の目的に賛同して特に賛助するために入会したもので、以下の2種をいう。

- （1） 法人賛助会員
- （2） 個人賛助会員

### （入会方法）

第3条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、理事の過半数の承認を得なければならない。ただし正会員になるためには他の正会員2名以上の推薦を要する。

2 前項の承認を受けた会員は、入会金及び当該年度の年会費を支払わなければならない。

### （会員の権利、特典）

第4条 会員の権利及び特典は下記のとおりとする。

- （1） 正会員は当法人の社員総会における議決権を有する。
- （2） 賛助会員は当法人の社員総会における議決権を有しない。

2 当法人は、会員の特典の内容、利用の条件、規定等を会員への個別の通知を行うことなく、追加及び変更等を行うことができる。

3 前項の場合、当法人は変更等の内容について、ホームページへの掲載等の方法により周知する。

### （入会金・会費）

第5条 会費は、年額とし以下のとおりとする。

個人賛助会員 年会費 3,000円

法人賛助会員 年会費 10,000円

### （会費の取扱）

第6条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### （退会）

第7条 会員は、当法人が別に定める退会申出書を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### （除名）

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、当法人の定款第10条第2項に定めるところにより除名することができる。

- （1） 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- （2） 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- （3） その他除名すべき正当な事由があるとき。

### （資格の喪失）

第9条 前2条の場合のほか、会員は、当法人の定款第10条第1項各号に該当した場合は、資格を喪失する。

### （改定）

第10条 本規程の改定は、理事の過半数の決定による。

この規程は、2020年4月1日施行

2021年4月27日改定